

て存在するような特定地域の開発という地域的色彩の濃い県行造林に資金を大量、持続的に投入が困難の場合は、公社による造林が考えられる。

(イ) しかし、特定地域外の県行造林のすべてを公社が行うことは、公益法人たる公社としては不適當である。

④ 国の助成と資金負担

(ア) 国が助成を行うに当たっては、国の林業政策の方向にそう緊急性の高いものを優先し、又、組織、運営等の適正なものを優先する。

(イ) 自己負担分については、県借入れが多いが、県の資金負担を軽減し、運用資金量を増加せしめるため、社員、受益者等からも借受けるようにするべきである。

全林公への林野庁の指導

全林公設立の翌年、昭和41年5月11日に全会員が目黒の林業試験場に参集し、連絡協議会が開催された。この中で林野庁造林課から、「公社造林の運営について」と題した基本方針が示された。全林公に対する林野庁のはじめての指導であり、参考までにその要旨を記しておきたい。

① 公社造林の位置づけ

(ア) 公社の設立が今後とも増える見込みであるので、統一の方針で公社造林を実施する必要がある。

(イ) 分収造林は、本来自営造林をなし得ない場合にとられる施策であって、自営造林を補完する役割をもつものである。したがって、低開発地域の拡大造林の推進が主たる任務である。

② 公社造林の対象地域

(ア) 公社に対して国の助成等を行うためには、対象地域は国の造林推進の方向に沿う必要がある。すなわち、地理的条件が悪く、広葉樹林の占める割合が高く、自営造林を行い得るものが少なく、林業への依存度合の高い市町村とする。

(イ) 水源かん養保安林予定地については、公団造林のみでは不十分な場合に、公社が行う。

③ 県行造林との関係

(ア) 低開発地域の要拡大造林地がまとまっ